

平成20年

第4回市議会定例会 議案第21号

函館市流水占用料等徴収条例の一部改正について

函館市流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成20年12月4日提出

函館市長 西尾正範

函館市流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

函館市流水占用料等徴収条例（平成12年函館市条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表 1 の表中「34,200円」を「35,910円」に、「6,400円」を「6,720円」に、「3,200円」を「3,360円」に、「9,500円」を「9,975円」に、「100分の5」を「100分の6」に改める。

別表 2 の表を次のように改める。

2 土地占用料

区 分	単 位	単 価
鉱泉地	1口につき1年	類似の土地の価格に100分の6を乗じて得た額
建造工作物敷地（外径が0.4メートル以上の管を埋設する場合の敷地を含む。）	1平方メートルにつき1年	近傍類似の土地の1平方メートル当たりの価格に100分の6を乗じて得た額（その額が20円に満たない場合にあつては、20円）
農耕用敷地		近傍類似の土地の1平方メートル当たりの小作料の標準額（農地法（昭和27年法律第229号）第23条第1項の規定に基づき函館市農業委員会が定めた小作料の標準額をいう。以下同じ。）
採草および放牧用敷地		近傍の畑の用に供している土地の1平方メートル当たりの小作料の標準額に100分の60を乗じて得た額

鉄道および軌道敷地			80円
その他の敷地			近傍類似の土地の1平方メートル当たりの価格に100分の5を乗じて得た額（その額が10円に満たない場合にあっては、10円）
漁業および養殖用水面			20円
外径が0.4メートル未満の埋設管	外径が0.07メートル未満のもの	1メートルにつき 1年	24円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		34円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		51円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		67円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		100円
	外径が0.3メートル以上のもの		130円
第1種電柱		1本につき 1年	630円
第2種電柱			970円
第3種電柱			1,300円
第1種電話柱			560円
第2種電話柱			900円
第3種電話柱			1,200円
その他の柱類			56円
共架電線その他上空に設ける線類		1メートルにつき 1年	6円
鉄塔		1基につき 1年	1,100円

備 考

- 1 占用に係る許可の期間が1年未満であるとき、または当該期間に1年未満の端数があるときは月割りをもって計算するものとし、1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。
- 2 1件の占用に係る許可の面積または物件の長さが1平方メートルまたは1メートル未満であるときは1平方メートルまたは1メートルとして計算するものとし、当該面積または物件の長さに1平方メートルまたは1メートル未満の端数があるときはその端数を1平方メートルまたは1メートルとして計算するものとする。
- 3 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条または5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 4 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信または放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条または5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 5 共架電線とは、電柱または電話柱を設置する者以外の者が当該電柱または電話柱に設置する電線をいうものとする。

別表 3 の表中

土砂	1 立方メートル	130円	
砂		160円	
切込砂利		160円	
砂利		160円	栗石を含む。
玉石		210円	
転石		890円	

土砂		136円50銭	客土用または盛土用土砂で砂利の入らないもの
砂		168円	直径0.5センチメートル未満のもの

切込砂利	1 立方メートル	168円	直径0.5センチメートル以上8センチメートル未満のもので土砂交じりのもの
砂利		168円	直径0.5センチメートル以上8センチメートル未満のもので土砂を含まないもの
栗石		168円	直径8センチメートル以上15センチメートル未満のもの
玉石		220円50銭	直径15センチメートル以上30センチメートル未満のもの
転石		934円50銭	直径30センチメートル以上のもの

に、

」

「50円」を「52円50銭」に、「100円」を「105円」に、「60円」を「63円」に、「70円」を「73円50銭」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の占用または採取に係る流水占用料、土地占用料および土石採取料その他の河川産出物採取料について適用し、同日前の占用または採取に係る流水占用料、土地占用料および土石採取料その他の河川産出物採取料については、なお従前の例による。

(提案理由)

河川法の規定を準用する河川に係る流水占用料、土地占用料および土石採取料その他の河川産出物採取料の額を改定するため